学生教育研究災害傷害保険　（略称「学研災」）

この保険は、大学で学ぶ学生の被る種々の教育研究活動中の災害に対する補償制度として、公益財団法人日本国際教育支援協会と国内の損害保険会社との契約により実施されています。本保険制度は、学生の互助共済を基本として運営されており、神戸学院大学は、この制度の趣旨に賛同し、日本国際教育支援協会の賛助会員として、本保険へ全員加入します。保険料は事務取扱いの便宜上、**入学時納入金振込依頼書に一括計上**しておりますのでご了承ください。

［参考：保険料と保険期間］

対象学部		保険期間	保険料		
			Aタイプ	通学特約	合 計
法学部、経済学部、経営学部、人文学部、心理学部、現代社会学部、グローバル・コミュニケーション学部、総合リハビリテーション学部、栄養学部		4 年間	2,300 円	1,000 円	3,300 円
薬学部		6 年間	3,300 円	1,400 円	4,700 円
	対象研究科	保険期間	保険料		
			Aタイプ	通学特約	合 計
大学院修士課程	法学研究科、経済学研究科、人間文化学研究科、心理学研究科、総合リハビリテーション学研究科、栄養学研究科	2 年間	1,200 円	550 円	1,750 円
大学院博士後期課程	法学研究科、経済学研究科、人間文化学研究科、心理学研究科、総合リハビリテーション学研究科、食品薬品総合科学研究科	3 年間	1,800 円	800 円	2,600 円
大学院博士課程	薬学研究科	4 年間	2,300 円	1,000 円	3,300 円

（注）保険期間は所定の修業年限

1．保険の概要

この保険は学生本人の国内外における教育研究活動中（学校管理下）に生じた（急激かつ偶然な）外来の事故によって身体に被る傷害に対して補償します。本学では、「学生教育研究災害傷害保険」および「通学中等傷害危険担保特約」に加入します。

学生教育研究災害傷害保険
（略称「 学研災」）①②③④

＋

通学中等傷害危険担保特約
（略称「 通学特約」）⑤⑥

Aタイプ（死亡保険金最高 2,000 万円コースに加入

＜対象となる活動範囲＞

① 正課中　② 学校行事中　③ ①・②・課外活動中以外で学校施設内にいる場合

④ 学校施設内外を問わず大学に届け出た課外活動を行っている間　⑤ 通学中

⑥ 学校施設等相互間の移動中

本学は**入学と同時に全員加入**します！

①～⑥の範囲でケガをした場合は、まず保険会社に LINE 公式アカウント「Skett Book」を通じて事故を通知してください。

※ 事故の通知は原則事故発生から 30 日以内に行ってください。30 日を過ぎると保険金が支払われない場合があります。

コース	保　険　名	対象となる活動範囲
A	学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠） （医療関連実習を除く）	正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復。 （B コースの活動範囲を含む）
B	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 （略称：インターン賠）	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。（ただし、大学が正課、学校行事又は課外活動と位置付けている場合に限る） ※医療関連実習および薬学教育実務実習を除く
C	医学生教育研究賠償責任保険（略称：医学賠） （医療関連学部の医療関連実習を含む）	医療関連学部の正課中、学校行事中、課外活動中およびその往復。 （A・B コースの活動範囲を含む）

（注）加入（コースの詳細・選択等）に際しては、学生支援センターまでお問い合わせください。

2.「学研災（傷害保険）」と「付帯賠責（賠償責任保険）」との違い

	学研災（傷害保険）	付帯賠責（賠償責任保険）
対象となる事故	学生自身の身体の傷害。 （ただし、急激・偶然・外来の事故によるものに限ります。病気は対象外です）	学生が、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことによって被る法律上の損害賠償。（学生自身の身体の傷害は、賠償責任保険では対象外です）

＜事例比較＞

◆事故例◆ 正課の化学実験中、間違って薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまった。

↓

◆補償例◆ ①自分が火傷を負った場合→ 学研災（傷害保険）

②隣の友人に火傷を負わせてしまった場合→ 付帯賠責（賠償責任保険）

（注）本事例は、インターン賠では補償対象外となります。